

糸島市商工会利子補給事業に関する Q&A

利子補給の対象者

Q：利子補給を受けられる対象者は？

A：次の（１）、（２）の事業資金を利用される方で、以下の各号のいずれにも該当する方。

（１）糸島市内で起業する方で、平成 30 年度中に起業に伴う資金を日本政策金融公庫福岡西支店または福岡支店から借入を行った方。

（２）平成 30 年度中に日本政策金融公庫福岡西支店の小規模事業者経営改善資金（通称：マル経資金）の借入または借換を行った方。

- 1 市税等の滞納が無い方。
- 2 借入後、1ヶ月を超える返済の遅れが無い方。
- 3 事業を継続している方。

※借入の日付は、申込の日ではなく貸付実行日を基準

※返済方法は、起業資金は元金均等及び元利均等の選択

※起業とは、すでに事業をしている方が糸島市内で新たに支店や第二創業を始める方も含みます。

Q：商工会の会員だけが対象か？

A：起業資金は非会員でも可。

（※ほとんどの業種の方が対象になりますが、事業規模や所定の条件など制限がありますので、詳しくは糸島市商工会又は日本政策金融公庫にお尋ねください。）

Q：糸島市民でなくても良いのか？

A：商工会の会員または、糸島市内で起業される方は、糸島市民でなくても対象です。

但し、住所地の市町村が発行する税金の滞納が無い証明（発行日が 1ヶ月以内のものに限る）が必要です。

Q：日本政策金融公庫以外の民間金融機関等の借入は対象か？

A：対象としません。

Q：資金用途は何でも良いのか？

A：事業資金（運転・設備）に限ります。（※制度上、事業資金のみの借入しかできません。）

Q：マル経資金と起業資金を 30 年度中に 2 つ借入れた場合はどうなるのか？

A：利息を合算し、5 万円の範囲内で利子補給の対象とします。

Q：他の補助金を利用していても良いのか？

A：糸島市の補助金の場合、他の制度（糸島市がんばる中小企業者応援補助金等）との同一年度の重複はできません。（※但し、補助目的が異なる場合などは市との協議になります。）

Q：条件変更した案件も対象になるのか？

A：条件変更した案件であっても、それまでに遅滞がなく変更後も正常に返済すれば対象となります。

Q：据置期間を申請した場合はどうなるのか？

A：据置期間の利息を対象とします。

利子補給の金額

Q：利子補給の金額は？

A：平成 30 年度中の貸付実行日から、1 年経過までの最終の支払期日が到来した日までの借入金額に対する支払利息の金額です。但し、1 年経過までの利息支払の最終日は、令和 2 年 2 月末日です。上限は 5 万円です。

※補助金請求時の糸島市補助金の範囲内に限ります。

Q：糸島市が予算化している補助金を超える場合はどうなるのか？

A：補助金の範囲内での金額になります。この場合、貸付実行日の決定順に市の予算の範囲内での交付となります。

Q：利子補給の交付金はいつ受け取れるのか？また、支払方法は？

A：貸付の 1 年経過後が平成 31 年度になるため、平成 31 年度に支払います。支払日は、平成 30 年度の貸付実行日から 1 年経過後の請求日以降になります。支払方法は、ご本人への口座へ振込させていただきます。

（※平成 30 年度中に一括返済などを行った場合についても、支払いは平成 31 年度になります。振込手数料は商工会で負担いたします。）

Q：融資実行日が平成 31 年 3 月で返済開始が 4 月からの場合、1 年後は令和 2 年の 3 月になるが、平成 31 年度内の利子補給の支払に間に合うのか？

A：貸付実行後から 1 年間の支払いが正常に返済されていれば、利子補給の対象になります。但し、貸付実行日から 1 年経過までの利息支払いの最終日は、令和 2 年 2 月末日となりますので、11 か月分の支払利息の金額になります。

金融相談窓口・申込先

Q：金融相談の申込先は？

A：糸島市商工会（支所含）又は、日本政策金融公庫福岡西支店または福岡支店です。

申請手続き

Q：利子補給の申請はどこが窓口か？

A：糸島市商工会です。

Q：申請の手続きは？

A：1、所定の申請書に必要事項を記入し次の添付書類を添えて商工会へご提出ください。

①市税に滞納の無い証明書

②返済予定表

③事業の継続を確認できる書類（確定申告者や請求書等）

2、提出された書類を審査した後、補助金の決定の可否を通知いたしますので、決定後、所定の請求書に必要書類を添付のうえ、商工会へ提出いただきます。

Q：申請書類等の押印は実印か？

A：認印で結構です。（シャチハタ不可）

Q：申請はいつ行うのか？

A：申請回数は年1回で、貸付実行日から一年経過後の応当日以降に行ってください。